

## 奈良市社会福祉審議会の概要

審議会等の名称	奈良市社会福祉審議会
設置目的、担当事項	<p>社会福祉に関する事項を専門家の立場から調査・審議するために、都道府県並びに指定都市及び中核市に設置されるもので、各福祉事業に関する事項を調査し、市長の諮問に対して答申を行い、関係行政機関への意見も具申することにより、市民の福祉向上に寄与することを目的とします。</p> <p>社会福祉審議会の審査事項は、福祉全体であり、より専門的に審議するために専門分科会が設置されています。</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・ 民生委員審査専門分科会 民生委員の適否の審査に関すること</li> <li>・ 障害者福祉専門分科会 身体障害者、知的障害者及び精神障害者の福祉に関すること</li> <li>・ 児童福祉専門分科会 児童及び妊産婦の福祉に関すること</li> <li>・ 高齢者福祉専門分科会 高齢者福祉に関すること</li> </ul>
設置根拠法令等	社会福祉法、奈良市社会福祉審議会条例
設置年月日	平成14年4月1日
委員数	委員19人
任期	3年
委員構成	市議会議員、学識経験者、社会福祉事業に従事するもの
公開・非公開の別	一部非公開
担当課	福祉部福祉政策課